

令和 4年 5月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）	
①	意見フォーム	横断ルールについて	内容	昨年度より横断歩道の横断時「手をあげての横断」が昨年ルール復活しているニュースが有りましたが、小学校や保育園で指導されておられるのですか。
			対応等	町立保育所におきましては、児童が横断歩道を渡る際には、常に保護者や保育士の付き添いがあるため、特段の指導は実施しておりません。また、小学校におきましては、定期的に児童への交通安全指導を実施しております。しかしながら、児童の登下校中の交通事故が問題となっているため、通学路の安全ポイントを作成するとともに、児童及び保護者へ周知・啓発を予定しております。つきましては、児童が適切な行動を習得できるよう、保護者や地域の皆様の協力を得ながら、児童の安全指導に努めてまいります。
②	意見フォーム	公園や堤防の草について	内容	これからの時期、公園や淀川の堤防の草がのび放題となり、小さな子どもを安心して遊ばせることが難しくなり、外遊びが出来なくてとても困っています。草刈りの頻度を少し増やしていただけないですか？
			対応等	島本町が実施する公園除草につきましては、パトロール等による現地確認の結果や、住民の皆様からのご要望などに基づき、順次実施しているところでございます。実施回数につきましては、状況に応じて柔軟に対応したいと考えております。淀川の堤防除草につきましては、管理者であります国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所へ確認したところ、現在、年2回除草を実施している旨、聞き及んでおり、除草回数の頻度を増やすことについては、申し入れてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

令和 4年 5月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）
③	意見フォーム	土葬問題について	<p>内容</p> <p>土葬についての質問です。大分県日出町で、イスラム教徒でつくる別府ムスリム協会が日出町に約8,000平方メートルの民有地を購入し、イスラム教徒の土葬墓地进行を建設する計画があります。墓地埋葬法では土葬墓地进行を制限する規定はなく、自治体が条例で土葬を禁止していなければ、首長の許可で建設できる事になり、日出町は土葬を禁止していませんでした。住民説明会で風評被害や水源影響の不安などの反対意見が上がり一時頓挫していましたが、町は協会に継続的に運営できる資金力があるのかや、衛生面での問題点などを精査し、町が定める基準に「適合する」と判断し、教徒側から建設の許可申請が提出される次第、町は許可する方針だそうです。日出町住民生活課の担当者は「墓地内の定期的な水質調査をはじめ、住民の不安の解消策を協会に求めている。日出町としても近隣住民から説明を求められれば誠実に対応する」と言っています。</p> <p>そこで大阪府民として質問です。土葬した場合、水質などは当然心配になる事の1つですが、獣害による死体の掘り起こしなどによる骨や肉片の散乱や、町中に人骨が転がったりする可能性があると思います。この光景や、細菌汚染などを想像すると非常に恐ろしいです。島本町でイスラム教徒から同様の申請があった場合に、町はどのように対応されますか？自治体として土葬を禁止している条例はありますか？必要だとお考えでしょうか？</p>

令和 4年 5月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）
			<p>島本町内の墓地では、「大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例」及び「大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行細則」が適用され、これらの条例及び細則では、墓地経営者は、埋葬（＝土葬）の慣習のある墓地であると知事が認める墓地以外では埋葬をさせてはならないと定められております。</p> <p>なお、本町域内において、現在埋葬の慣習のある墓地はございません。</p> <p>また、町域内における墓地等の経営許可は大阪府に権限があり、お申出の内容と同様の申請があった場合は、大阪府において適正に処理されるものと承知しています。</p> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例 第21条 墓地の経営者は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から規則で定める地域においては、埋葬をさせてはならない。</li> <li>・大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行細則 第15条 条例第21条の規則で定める地域は、埋葬の慣習のある墓地であると知事が認める墓地の区域を除く府の区域とする。</li> </ul>

令和 4年 5月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）
④	意見フォーム	JR横の道の工事後の始末について	<p>内容</p> <p>セキスイテニスコート跡地の所に東大寺方面と百山をつなぐ道がJR横に新設されました。すでに開通して利用も多いですが、百山側の出入り口箇所に未だに赤いコーンが立っていたり黄色の鉄柵でバリケードされていたりしています。</p> <p>鉄柵は道路側にせり出しているのです、ただでさえ見通しが悪いJRの下をくぐる道路の見通しが悪く危険です。</p> <p>JRの下は見通しが悪いため車は加速してきます。せっきく新設された道を利用して来る自転車、人の安全確保の為にバリケードは撤去してください。それに台風や災害時にコーンや鉄柵が倒れる可能性もあります。美観も悪いです。</p> <p>いつまでも工事中のようなフェンスを設置しておくことは町の事業が完成したとは考えられません。</p> <p>確かに道の横が少し崖のようになっていて高さが違うので危険回避の為にコーンやバリケード設置なのかもしれませんが、最終的にバリケードで囲う仕上がり設計したのは設計の片手落ちではないですか？</p> <p>指摘箇所の点検をされるのであれば、JRの下を両方向から通行して検査してくださいね。</p> <p>阪急住宅側から車で行くとセキスイ側から来る車や自転車が判りにくいです。</p> <p>危険なので事故になる前に早く撤去してください。よろしくお願いします。</p>
			<p>対応等</p> <p>ご指摘の箇所につきましては、JR東海道本線下の町道を往来する車両等が、安全に離合・通行できるための退避スペースや、植樹帯として活用する予定となっております。令和4年度中に整備を完了する予定としております。現在は、その工事着手に向け、支障となっている電柱の移設協議を進めており、工事着手に備えております。</p> <p>工事用の仮設フェンス等につきましては、それらの整備工事にあわせて撤去する予定となっておりますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。</p>